

広 個 審 第 9 号
平成 24 年 9 月 4 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三

保有個人情報不訂正決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 24 年 1 月 19 日付け広市相第 2 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 14 号関係）

分は、冒頭とか最後とかではなく、対話中の最初の方で〇〇〇〇〇〇〇〇の話の前振りで発言しているはずである。

- 2 また、異議申立書の理由に記載している「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の主張は取り下げる。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 申立人は、平成22年7月12日に広島市役所本庁舎1階市民ロビーで行われたオフィスアワーに参加し、前市長と対話を行った。オフィスアワーでは、その場で前市長が即答できないものを組織で検討して返答する必要があるため、参加者に了解を得て録音をし、所管課の方に提供している。

本件録音テープは、アナログによりテープ録音しているものであり、テープは事務室の書架で保管している。

- 2 申立人は、平成22年7月13日付けで、本件録音テープの開示請求を行ったので、実施機関は同月22日に本件録音テープを開示するとともに、複写したテープを交付した。

次いで、申立人は、同じ本件録音テープの開示請求を後日2回行ったので、実施機関は平成23年7月13日及び同年12月16日にも本件録音テープを開示するとともに、複写したテープ等を交付した。

- 3 実施機関は、本件録音テープについては、一切の加工、消去は行っておらず、いずれの場合においても、録音したそのままの状態を申立人に開示したものである。また、本件録音テープはアナログ録音であるから、IT技術によりどのように改ざんできるか知る由もない。

なお、平成22年9月30日に行われたタウンミーティングについては、ホームページ上で開催状況とともに当該発言部分と同趣旨の前市長の発言があったことが公開されていた。

第5 審議会の判断理由

当審議会として、検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 まず、申立人は、本件録音テープについて、当該発言部分が消去されているので、その復元を求めているものです。当該発言部分については、本件録音テープが申立人と前市長との対話を記録したものであり、お互いの発言が密接に関連しているため、全体として申立人本人の個人情報であると認められます。
- 2 次に、平成22年9月30日のタウンミーティングにおいては、ホームページ上で

公開されていたとおり、当該発言部分と同趣旨の前市長の発言があったことが認められます。

しかしながら、当該発言部分が本件録音テープに記録されていたはずだと申立人が主張する根拠は、そのタウンミーティングの際に申立人が記述したメモであり、それにより当該発言部分が録音テープに当初記録されていたことを証明するものとは認められません。

また、審議会で本件録音テープを聴取したところ、記録された申立人と前市長の対話において、会話や背景音等に不自然なところや改ざんされたような形跡は認められませんでした。さらに、当該発言部分は本件録音テープの対話中の最初の方であり、冒頭でも最後でもなかったと申立人が主張していることから、実施機関がテープ録音の冒頭あるいは最後の部分を作為的に消去したものとも認められません。

- 3 これらのことから、本件録音テープについて、前市長の当該発言部分が消去されていることを認めるに足る証拠はなく、本件録音テープについて一切の加工、消去は行っておらず、録音したそのままの状態を開示したとの実施機関の説明に不合理な点はないと考えられます。

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものです。

第6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別紙1のとおりです。

別紙1

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 1. 19	広市相第2号の諮問を受理（諮問第14号で受理）
24. 6. 5 （第1回審議会）	審議
24. 7. 24 （第2回審議会）	審議
24. 8. 29 （第3回審議会）	審議

参 考

広島市個人情報保護審議会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 憲章	広島修道大学大学院法務研究科教授
川本 季子	広島消費者協会副会長
西村 裕三 (会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授
村上 香乃	弁護士
渡辺 拓道	中国新聞社総合編集本部 記事審査部長